

議員提出議案第 五 号

生産者米価の引き下げに反対し、農業用生産資材の大幅引き下げを  
求める意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、農林水産大臣に意見書を提出する。

昭和六十二年六月十九日

提出者	三朝町議会議員	岩本君美
賛成者	三朝町議会議員	平井一義
賛成者	三朝町議会議員	坂出隆
賛成者	三朝町議会議員	矢木勇雄
賛成者	三朝町議会議員	福田家和

昭和六十二年六月十九日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

生産者米価の引き下げに反対し、農業用生産資材の大幅  
引き下げを求める意見書

生産者米価の引き下げは、農業と農家経営に重大な打撃を与えるだけでなく、不況にあえぐ地域経済にとってもはかり知れない悪影響をもたらすものです。

農水省の昭和六十年米生産費調査によっても、玄米六十キロ当たり生産者の鳥取県平均価格は二万二千四百八十五円であり、実際の受け取り米価は一万八千四百四十三円で差し引き四千四十二円のコスト割れとなっています。

国民食糧の不在である農家経営を安定させ、国民の主食を守ることは、そもそも政府の責任です。

国民にたいするこの責務をまっとうするこの立場にたって、次の措置をこうじて頂きたい。

- 一、今年度米価の引き下げはやめ、労賃と再生産を償う米価を保障すること。
- 一、生産コストを引き上げている農業用生産資材価格を大幅に引き下げるために全力をつくすこと。

以上、地方自治法第九十二条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和六十二年六月十九日